

## 平成22年度 シートベルトリマインダー評価試験方法

### 1. 適用範囲等

この試験方法は、自動車事故対策機構（以下、「機構」という。）が実施する自動車アセスメント情報提供事業における試験のうち、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8トン以下の自動車の運転者席以外の座席（貨物自動車の折りたたみ座席を除く。）について適用する。

### 2. 用語の意味

この試験方法中の用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「助手席走行時警報」とは、助手席の乗員がシートベルトを装着せずに走行している時に警報するものをいう。
- (2) 「助手席初期警報」とは、助手席の乗員がシートベルトを装着せずに走行を開始しようとした時に警報するものをいう。
- (3) 「後席用シートベルト非装着時警報」とは、後部座席の乗員がシートベルトを装着せずに走行を開始しようとした時や走行している時に警報するものをいう。
- (4) 「表示警報」とは、警報装置の灯光の点灯若しくは点滅又は画面の表示による警報をいう。
- (5) 「音警報」とは、チャイム、ブザー、メロディー及びボイスメッセージ等による警報をいう。
- (6) 「言語指示警報」とは、表示警報のうち画面の文字表示（テキストメッセージ）による警報、音警報のうちボイスメッセージによる警報をいう。
- (7) 「シートベルト装着状態」とは、当該座席に乗員が乗車し、シートベルトを装着した状態をいう。
- (8) 「シートベルト非装着状態」とは、当該座席において乗員が乗車しシートベルトのバックルが結合されていない状態又はシートベルト巻取装置から引き出されたシートベルトの長さが10 cm 以下の状態であり、当該座席以外の座席において乗員が乗車していないかシートベルト装着状態をいう。
- (9) 「車速測定装置」とは、試験自動車の速度を測定する装置をいう。

### 3. 自動車製作者等からのデータの提供

自動車製作者等は、試験準備に必要な次のデータを機構へ提供することとする。

- (1) 試験準備に係る特別確認事項（当該車種又は当該車種を含む一定の車種に固有な試験準備に係る確認事項）
- (2) 付属書 1「試験自動車諸元及びシートベルトリマインダー(SBR)データシート[自動車製作者等記入用]」

### 4. 試験設備等

#### 4.1 試験路

試験路は平坦なアスファルト舗装路面であること。

#### 4.2 車速測定装置

車速測定装置は、試験速度の精度は±1%以内であること。

#### 5. 試験方法及び試験結果の記録

試験機関は、自動車製作者等から提出された付属書1により、「助手席走行時警報」又は「後席用シートベルト非装着時警報」が装備されている座席毎に、「シートベルト非装着状態」とし、以下の手順に従い、確認を行い、その結果を付属書2に記録すること。

##### 5.1 助手席走行時警報

- (1) 自動車製作者等から提出された付属書1で定める次のいずれかの条件で警報することを確認し、記録すること。ただし、車両が後退しているとき及び10km/h未満の速度で前進しているときは、助手席走行時警報を作動させないことができる。
  - ① 走行開始後、60秒以内
  - ② 走行開始後、500m以内
  - ③ 走行開始後、25km/h以内
- (2) 発した警報の種類（「表示警報」「音警報」「言語指示警報」別）を確認し、記録すること。
- (3) (1)の作動開始条件を満足している状態において、発した警報の作動時間が30秒以上作動しているかどうかを確認し、記録すること。
- (4) 発した警報が運転者席又は当該座席乗員の乗車位置から確認することができるかどうかを確認し、記録すること。また、「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの（他のシートベルトに係るものを除く。）であることを確認し、「音警報」は、運転者が警報として認識できるものであることを合わせて確認し、記録すること。
- (5) 発した警報が作動中に、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」とした際に警報が解除されるかを確認し、記録すること。

##### 5.2 助手席初期警報

- (1) 自動車製作者等から提出された付属書1で助手席初期警報が装着されている場合には警報することを確認すること。
- (2) 発した警報の種類（「表示警報」「音警報」「言語指示警報」別）を確認し、記録すること。
- (3) 発した警報が運転者席又は当該座席乗員の乗車位置から確認することができるかどうかを確認し、記録すること。また、「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの（他のシートベルトに係るものを除く。）であることを確認し、「音警報」は、運転者が警報として認識できるものであることを合わせて確認し、記録すること。
- (4) 発した警報が、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」となるまで警報が解除されないかを確認し、記録すること。

##### 5.3 後部座席

- (1) 自動車製作者等が付属書1で定める条件で警報することを確認すること。

- (2) 発した警報の種類（「表示警報」「音警報」「言語指示警報」別）を確認し、記録すること。
- (3) (1)の作動開始条件を満足している状態において、発した警報の作動時間が30秒以上作動しているかどうかを確認し、記録すること。
- (4) 発した警報が運転者席又は当該座席乗員の乗車位置から確認することができるかどうかを確認し、記録すること。また、「表示警報」は、運転者が確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの（他のシートベルトに係るものを除く。）であることを確認し、「音警報」は、運転者が警報として認識できるものであることを合わせて確認し、記録すること。
- (5) 発した警報が作動中に、当該座席のシートベルトを「シートベルト装着状態」とした際に警報が解除されるかを確認し、記録すること。